

担当府省ヒアリング説明資料 (デジタル化・ネットワーク化関係)

～電子書籍の市場整備の加速化、知的資産のアーカイブ化とその活用促進～

電子書籍の市場整備の加速化・・・ P1

知的資産のアーカイブ化とその活用促進・・・ P17

平成23年12月21日

内閣官房 知的財産戦略推進事務局

電子書籍に関する3省（総務省・文部科学省・経済産業省）の連携①

デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会

デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進を目的として、総務省、文部科学省、経済産業省の3省共同懇談会として、作家、出版社、新聞社、印刷会社、書店、通信事業者、メーカー等の代表を集め、2010年3月に第1回会合を開催。6月に報告を取りまとめ。

主な提言

1. デジタル・ネットワーク社会における出版物の円滑かつ安定的な生産と流通による知の拡大再生産の実現

- (1) 「著作物・出版物の権利処理の円滑化推進に関する検討会議(仮称)」の設置(文部科学省)
 - 著作物・出版物の権利処理の円滑化のため、権利の集中管理の必要性を含めて、その対象や具体的な仕組み、主体等の課題について検討
- (2) 個々の出版物の特性に応じた契約の円滑化に向けた実証実験の実施(経済産業省)
 - 情報通信技術を利用して、契約事務を効率化し、流通を円滑化するための実証実験を実施
- (3) 出版者への権利付与に関する検討(文部科学省)
 - デジタル・ネットワーク社会における出版者の機能の維持・発展の観点から、出版者に何らかの権利付与をすることについて、その可否を含め検討。検討に当たっては、出版契約や流通過程に与える影響や各国の動向についての調査・分析の実施や議論の場を設けることなどを通じて、更に検討

現状と今後の課題

- (1) 文部科学省「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において、「出版物の権利処理の円滑化に関する事項」について、検討を実施。本年度中に一定の結論を得た上で、必要に応じて措置を実施。
- (2) 電子出版物等の契約円滑化を図るため、国内外のコンテンツ配信に関連する制度、ビジネスモデル等を整理。今後、コンテンツ配信プラットフォームに関する実証実験を行い、海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行う。
- (3) 文部科学省「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において、「出版者への権利付与に関する事項」の検討を実施。本年度中に一定の結論を得た上で、必要に応じて措置を実施。

電子書籍に関する3省（総務省・文部科学省・経済産業省）の連携②

主な提言

2. オープン型電子出版環境の実現

- (1) 「電子出版日本語フォーマット統一規格会議(仮称)の設置(総務省・経済産業省)
 - 多種多様な閲覧フォーマットに変換が可能な日本語基本フォーマット(中間(交換)フォーマット)の統一規格の策定に向けて検討・実証、国際標準化
 - ☞ 電子出版コストの削減、リリースタイムの縮減、様々な端末・プラットフォームで電子出版を利用可能に
- (2) 国内における統一フォーマットへの転換支援(経済産業省)
 - ファイルフォーマット(中間(交換)フォーマット)の共通化に向けて不可欠となる国内出版社・印刷会社等への普及促進に向けて課題整理
- (3) 海外デファクト標準への日本語対応に向けた取組推進(総務省)
 - 日本の出版物を世界へ発信する観点から、海外の閲覧フォーマットとして有力なEPUBについて、日本語表現に十分対応するために必要な取組を検討。これらの検討は、漢字文化圏である中国、韓国との連携が重要

現状と今後の課題

- (1) 総務省事業による「電子書籍交換フォーマット標準化会議」において策定した電子書籍交換フォーマットの仕様を本年5月に公開。
 - 本成果を引き継ぎ、経済産業省事業による「電子書籍交換フォーマット推進会議」において普及促進方策を検討。
- (2) 印刷会社等に対し電子書籍作成業務に関するアンケート調査を行い、交換フォーマット運用ガイドライン案を策定。本年11月より、印刷会社等による評価実験を行い、ガイドラインの実効性を検証。今後、普及促進に向けて、出版社、印刷会社等を対象としたセミナーを開催。
- (3) 総務省事業により、「EPUB日本語拡張仕様」を策定するとともに、ウェブ記述方式標準化に係るW3Cの日本フォーラムを本年6月に開催。国内の出版・印刷業界関係者の要望を整理し、IDPFとW3Cに提案。
 - 本年10月、IDPFにおいて、W3Cにおける縦書きレイアウトの基本機能に関する仕様と上記仕様を参照・反映したEPUB3.0が最終確定。
 - 今後の普及展開を促進。

電子書籍に関する3省（総務省・文部科学省・経済産業省）の連携③

主な提言	現状と今後の課題
<p>3. 「知のインフラ」へのアクセス環境の整備</p> <p>(1) 「デジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方検討協議会（仮称）」の設置(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 国立国会図書館を始めとしたデジタル・ネットワーク社会における図書館の在り方について検討し、関係者間で合意が得られたものから逐次実現に向けた取組を実施	<p>(1) 文部科学省「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」において、本年8月に「デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項」について、基本的な方向性を取りまとめた。今後、当該方向性を踏まえ、制度改革を含めて対応。</p>
<p>4. 利用者の安心・安全の確保</p> <p>(1) 障がい者、高齢者、子ども等の身体的な条件に対応した利用を増進(総務省)</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 電子出版のアクセシビリティを確保し、音声読み上げ可能な電子出版を拡大するための技術的な仕組み等について検討	<p>(1) 総務省事業により「音声読み上げ対応電子出版制作ガイドライン」等を策定し、本年5月に公表。アクセシビリティを考慮した電子出版サービスの実現に向け、ガイドラインの普及展開を促進。</p>

総務省の取組【新ICT利活用サービス創出支援事業(電子出版環境整備)】

EPUB日本語拡張仕様策定

海外の閲覧フォーマットとして有力なフォーラム標準のひとつであるEPUBについて、日本語表現の対応が可能となるようEPUB日本語拡張仕様の策定。

電子書籍交換フォーマット標準化プロジェクト

様々な端末・プラットフォームで利活用でき、十分な日本語表現を備え、かつ誰もが利用できる「オープン(公開)・フリー(利用無償)」な中間(交換)フォーマットの開発・策定。

次世代書誌情報の共通化に向けた環境整備

電子と紙双方の出版物において、既刊・近刊出版物の別に関わらず各利用者が容易かつ迅速に情報を入手・提供することのできる仕組みについて検討・実証。書誌情報共通化のためのガイドラインの策定。

メタデータ情報基盤事業

メタデータの相互運用性と利用性の高度化を目的として、メタデータ記述規則等標準仕様とオープンなメタデータ情報基盤の仕組みの検討・実証。メタデータ情報共有のためのガイドライン策定。

次世代電子出版コンテンツID推進プロジェクト

「記事・目次単位の電子出版コンテンツ流通管理コード(仮)」体系仕様案及び運用ガイドライン案、目次情報データベース仕様書案及び電子出版スマートクラウド・コンセプトガイドライン案を策定。

アクセシビリティを考慮した電子出版サービスの実現

国内外の先進的なアクセシビリティの取組を調査し、音声読み上げに利用するテキストデータについて実証。画像情報等からのテキスト抽出ガイドライン、オープン型電子出版DRM/UI仕様書、音声読み上げ対応テキスト表記仕様書及び音声読み上げ対応電子出版制作ガイドラインの策定。

書店店頭とネットワークでの電子出版の販売を実現するハイブリッド型電子出版流通の基盤技術の標準化及び実証

書店店頭で、メモリーカードを用いた電子出版のパッケージ販売やオンラインでの電子出版の販売(ハイブリッド型電子出版流通)のための基盤技術の標準化及び実証。

電子出版の流通促進のための情報共有クラウドの構築と書店店頭での同システムの活用施策プロジェクト

電子出版に関する新刊情報・売れ行き等を蓄積したクラウドサーバーの構築と書店店頭での同システムの活用するための環境整備。

研究・教育機関における電子ブック利用拡大のための環境整備

研究・教育機関における電子ブック利用拡大のための環境整備。コンテンツ配信プラットフォームの試行運用版開発、大学側認証システムの拡張、利用規模に応じた課金のモデルの検討、大学高等教育機関における電子ブックの契約コンソーシアムの設立。

図書館デジタルコンテンツ流通促進プロジェクト

インターネットデータセンター上に構築されたバーチャルな電子図書館から、市民等にインターネット経由で地域情報や電子書籍等のデジタルコンテンツを提供するための、図書館における電子出版利活用ガイドライン、図書館での電子出版活用提案の実施。

総務省 「EPUB日本語拡張仕様策定プロジェクト」

(代表組織: イースト株式会社)

(共同提案者: アンテナハウス株式会社、一般社団法人日本電子出版協会)

主な事業成果: EPUB日本語拡張仕様の策定

2011年10月11日、IDPFにおいて当プロジェクトで策定した仕様を参照・反映したEPUB3.0が最終確定

「日本の文化を世界へ」

行頭に読点がこないようにしている

丸点色の指定が可能

ルビ

画像の上寄せ
文字の回り込みにも対応

Mac OS X
Webkit r84622による表示結果

草枕

和欧混植

文字の下寄せ

夏目漱石

縦中横
text-combine:horizontal

スクロールによる左右移動

夏目漱石 Natsume Soseki 慶応3年1月5日—大正5年12月9日)は、日本の小説家、評論家、英文学者。本名、夏目金之助。『吾輩は猫である』『こゝろ』などの作品で広く知られる。江戸の牛込馬場下横町出身。俳号は愚陀仏。

山路を登りながら、こう考えた。智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ。とかくに人の世は住みにくい。住みにくさが高じると、安い所へ引き越したくなる。どこへ越しても住みにくいと悟った時、詩が生れて、画が出来る。

人の世を作ったものは神でもなければ鬼でもない。やはり向う三軒両隣りにちらちらするただの人である。ただの人が作った人の世が住みにくいからとて、越す国はあるまい。あれば人でなしの国へ行くばかりだ。人でなしの国は人の世よりもなお住みにくかろう。

越す事のならぬ世が住みにくければ、住みにくい所をどれほどか、寛容で、東の間の命を、東の間でも住みよくせねばならぬ。ここに詩人という天職が出来て、ここに画家という使命が降る。あらゆる芸術の士は人の世を長閑にし、人の心を豊かにするが故に尊い。

住みにくき世から、住みにくき煩いを引き抜いて、ありがたい世界をまのあたりに写すのが詩である、画である。あるは音楽と彫刻である。こまかに云えば書きないでもよい。ただまのあたりに見れば、そこに詩も生き、歌も湧く。着想を紙に落さぬとも瑣鏘の音は胸裏に起る。丹青は画架に向って塗抹せんでも五彩の絢爛は自から心眼に映る。ただおのが住む世を、かく観じ得て、霊台方寸のカメラに澆季濁濁の俗界を清くうららかに収め得れば足る。この故に無声の詩人には一句なく、無色の画家には尺練なき

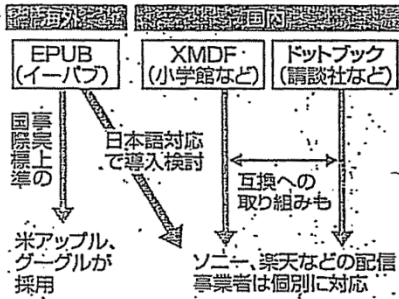
EPUB(イーパブ)は電子出版物の世界標準フォーマットである。これに縦書き、ルビ、縦中横、禁則などの日本語拡張仕様を本プロジェクトで策定し推進した。この結果、全世界で利用されるSafari、ChromeなどのブラウザやiBooksなどの電子書籍ビューア、スマートフォンOS Androidで、日本語組版が実装されることになる。

これにより、「新ICT活用サービス創出支援事業」のテーマの一つである、「日本の文化を世界へ」というソフトパワー推進の基盤が作られることになる。5

電子書籍 世界規格上陸へ

(出典) 2011年
9月24日
読売新聞夕刊1面

◆電子書籍規格の現状



欧米で電子書籍の事実上の世界標準となっている規格が、10月にも縦書きの日本語にも対応することが24日、分かった。国内の電子書籍市場は、端末や配信業者間で規格が異なり、普及の障害になっていた。ソニーや楽天など電子書籍の配信大手は標準規格を採用する方針で、世界標準との一本化が進めば、利用者利便の向上が期待できる。一方で国内の出版ビジネスに大変革が起り、書店などの淘汰が進む可能性もある。

▲解説14面▼

ソニーなどが採用するのは、米電子書籍標準化団体「IDPF(国際デジタル出版フォーラム)」が10月中旬に決める「EPUB3」を呼ばれる最新の規格だ。これに対応し

国内一本化期待



たコンテンツ(情報内容)が市場に出てくるのは年末以降とみられる。

イーパブは、米アップルの電子書籍サービスなどで使われ、欧米の標準規格となっている。最新バージョンで、縦書きやルビなど日本語特有の組み方にも対応する。

国内の電子書籍規格は、シャープが2009年、携帯情報端末「ザウルス」向けにサービスを開始した規格「XPDF」と、「ドットブック」の2方式が主流で、互換性がない。このため、どちらかの方式に則した端末を購入するともう一方の規格に沿った電子書籍を読むことができない。米アップルなど海外勢も、日本の規格に対応する必要があり、国内の電子書籍の普及を妨げていた。

ソニーは、今後発売する電子書籍端末ではイーパブ対応にもする方針だ。「日本でもイーパブが標準の規格になれば、利用者は閲覧できるコンテンツが増えるメリットがある」と(幹部)と説明する。

「これに対しシャープは、過去のコンテンツ資産を今後読むことができない「ミシン」などの表現ではXPDFの方が優れている」と、自社の規格であるXPDFの優位性を強調している。

国内出版市場 影響必至

流通、書店淘汰の恐れも

電子書籍 1面

電子書籍の世界標準規格の最新版「EPUB3」が10月にも日本語に対応することは、国内の出版市場に大きな変化をもたらすことが分かった。

電子書籍市場が一気に拡大することが期待される。日本には複数の規格があり、世界標準規格とも異なるため、書籍を電子化する場合には、どの規格に沿うかの見極めが必要だった。この結果、購入者も限られるため、資金力に乏しい中小出版社などにとっては電子書籍のリスクは大きく、参入は難しかった。

今後、マンガなど日本の優れたコンテンツ(情報内容)が海外市場に出やすくなる期待もある。

日本の電子書籍市場は2010年12月、ソニーとシャープがそれぞれ、電子書籍端末を発売して本格化した。調査会社のインプレスR&Dによると、10年度の電子書籍市場は前年度比13.2%増の約650億円。15年度に10年度の約3倍の約2000億円に伸びる見通しだ。だが、ネット書籍大手アマゾンで、電子書籍の販売数が紙の本を上回っている米国に比べると普及のペースは遅い。

(出典) 2011年
9月24日
読売新聞夕刊14面

最先端を行く米国では、配信事業者が作家を囲い込むなどして利益を確保する動きをみせている。今後、作家、出版社、流通業者、書店で利益を分配してきた日本の出版業界の収益構造が大きく変わり、流通や書店などの淘汰(とうた)につながる可能性もある。

一方、日本の独自方式が国内の業界標準でなくなることも予想される。独自の規格で電子化されたコンテンツをイーパブ3対応の端末でも簡単に読める体制を整えなければ、国内の利用者は新たな不便を被るようになる。

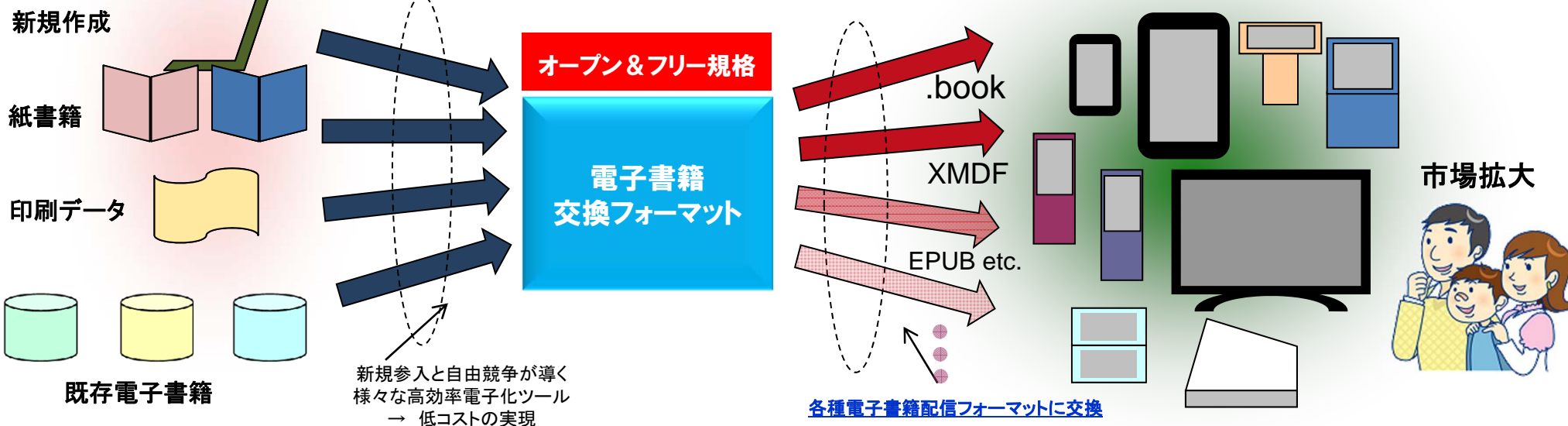
・新聞記事は、読売新聞社の許諾を得て転載しています。
・読売新聞社の著作物について
<http://www.yomiuri.co.jp/policy/copyright>
・新聞記事について、無断で複製、送信、出版、頒布、翻訳、翻案等著作権を侵害する一切の行為を禁止します。

主な事業成果：電子書籍交換フォーマットの確立。2011年5月に仕様公開

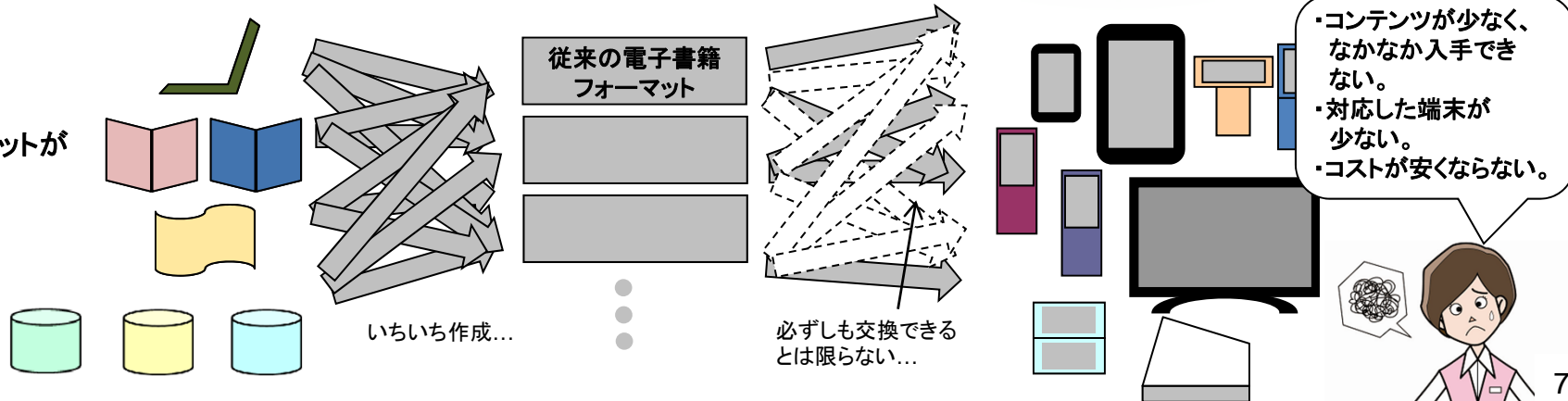
オープン(公開)でフリー(利用が無償)な電子書籍の交換フォーマットにより、

- コンテンツ・サービス提供者：コンテンツ提供のコストが削減され、対応端末数が増加し、販売機会・収益が増大する。
- サービス利用者：コンテンツが増加し、かつスピーディーに入手できる。どの端末でも区別なく、全てのコンテンツが閲覧できる。
- メーカー・技術ベンダー：異なるコンテンツに合わせて複数のビューアを供給・搭載する必要がなくなり開発コストが削減できる。

→ オープン規格を中心として新規参入・自由競争が喚起され、市場拡大が加速する。



現状：
電子書籍交換フォーマットがないために...



(参考) 電子書籍交換フォーマット標準化プロジェクトに関する報道

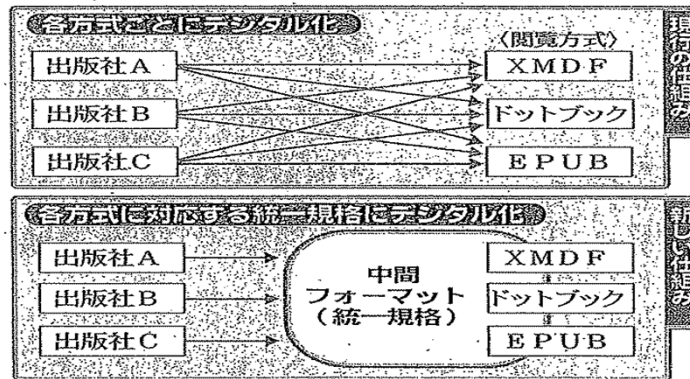
(出典) 2010年11月20日
毎日新聞7面

普及促進狙い 官民連携

電子書籍の普及を促すため、国内の大手出版社や印刷会社を中心となり、書籍のデジタル化を容易にする統一規格づくりに乗り出すことになった。月内にも関連業界や総務省などの行政機関が参加する「電子出版日本語フォーマット統一規格会議」（仮称）を設置し、来年春までに内容を固める方針。統一規格が完成すれば、デジタル化に要する時間や費用が大幅に軽減されるため、出版社の市場参入が一気に加速しそうだ。（赤間清広）

国内で販売されている電子書籍の閲覧方式は、別々の仕様で書籍のデジタル化が進める必要があり、電子書籍の出版が思わぬ遅れを来している。統一規格会議はこうした海外で主流となっている「EPUB」など複数の規格が混在している状況を、いずれの方式にも変換可能な方式に互換性がない

電子書籍の規格統一へ



と呼ばれる統一規格を目標、どの方式でもデータを読み取ることができ、出版社側が中間フォーマットに沿って書籍の仕組みを想定している。規格は無償で公開し、大規模なデジタル化に

電子書籍の統一規格のイメージ

中小出版社の参入 容易に

手出版社の負担軽減とともに、これまで技術的な問題で電子書籍を手掛けるできなかった中小出版社の参入を促す計画だ。09年度の国内電子書籍市場の規模は574億円。05年度（約94億円）の約6倍に拡大したが、8割以上を携帯電話向けなどのコミックが占めている。一般書籍については、各閲覧方式ごとに人氣タイトルを奪い合う「困り込み」が激化し、利用者にとっては使う端末によって読める電子書籍が異なる不便が生じていた。統一規格が普及すれば、こうした事態も解消されるといい、国内市場の活性化につながると期待されている。

新聞記事は、毎日新聞の許諾を得て転載しています。

出版デジタル機構(仮称)の設立に係る合意について

出版デジタル機構(仮称)

2011年9月15日、多くの出版社が結集し、我が国の電子出版ビジネスの総合的なサポートを行う新会社の設立することに合意したと発表。すべての出版物のデジタル化を目指す。

目的

電子出版ビジネスの市場拡大、国際競争力の強化、研究・教育・教養分野の電子出版環境整備、あらゆる出版物の全文検索 等

業務内容

- ・出版物のデジタルデータの保管業務
- ・配信事業者への配信業務支援
- ・著作権者への収益分配支援
- ・対図書館ビジネス
- ・出版物のデジタル化
- ・国立国会図書館のデジタル化資料の民間活用 等

参加出版社(2011年12月17日時点)

インプレスホールディングス、勁草書房、講談社、光文社、集英社、小学館、新潮社、筑摩書房、東京大学出版会、東京電機大学出版局、版元ドットコム(代表:ポット出版ほか6社)、文藝春秋、平凡社、有斐閣等 (計121社)

スケジュール

参加出版社等を拡大し、2012年4月に新会社を設立予定


文部科学省：電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議の検討経過について①

検討の経緯等

- 平成22年3月～6月、「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」(総務省、文部科学省、経済産業省の三省合同開催)において、広く国民が出版物にアクセスするための環境整備について、検討が行われた。
- 上記検討の結果、文部科学省で検討すべきものとして、以下の3つの課題が指摘され、当該課題を検討するため、平成22年11月「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」を設置し、検討を開始。
 - ①デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項(国会図書館のデジタル化資料の活用方策等)
 - ②出版物の権利処理の円滑化に関する事項
 - ③出版者への権利付与に関する事項

検討事項①デジタル・ネットワーク社会における図書館と公共サービスの在り方に関する事項

(1)国会図書館からの送信サービスについて

- 国会図書館のデジタル化資料の活用の在り方の検討は緊急の課題であり、早期の実現を目指し、戦略的に取り組むべき。
- 
- 国民の利便性の向上を図るため、各家庭等までの送信を目標としつつ、その為の第1段階として、**「国会図書館のデジタル化資料を、一定の範囲、条件のもとに公立図書館等で利用可能となるよう、著作権法の改正を行うことが適当。」**

【対象出版物の範囲】

対象出版物の範囲は市場における入手が困難な出版物等とする。

【利用方法】

デジタル化資料を公立図書館等に送信し、当該図書館等において閲覧とともに、一定の条件下における複製を認める。

文部科学省：電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議の検討経過について②

(2)国会図書館の蔵書を対象とした検索サービスの実施について

国会図書館のデジタル化資料を検索対象として本文検索サービスの提供が必要。

➡ 検索結果の表示方法等については、今後関係者間の協議を進めていくことが必要。

(3)デジタル化資料の民間事業者等への提供について

国会図書館と民間事業者等が連携した新たなビジネスモデルの開発が必要。

➡ 有償配信サービスの限定的、実験的な事業の実施なども検討することが必要。

検討事項②出版物の権利処理の円滑化に関する事項

【必要性】

更なる電子書籍市場の発展に向けた出版物に係る権利処理の円滑化のため、「権利処理を円滑に行うための仕組み」を整備することが必要。

【示された取組例】

- ① 出版物に関する情報を集中的に管理する取組
- ② 権利処理の窓口的な機能を果たす取組
- ③ 権利処理に係る紛争の処理に資する取組

【今後について】

実現に向け、権利者、出版者等の関係者間における具体的な協議を行うことが重要。

文部科学省：電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議の検討経過について③

検討事項③出版者への権利付与に関する事項

「出版者への権利付与」の意義、必要性について

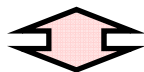
「出版者への権利(著作隣接権)付与」について、①「電子書籍の流通と利用の促進」及び②「出版物に係る権利侵害への対応」の2つの観点からの検討が重要。



「電子書籍の流通と利用の促進」について

【積極的な意見】

- 出版者による権利情報の管理や権利処理に係る取組が進められることによる権利処理の進展につながる。

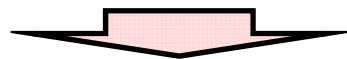


【更なる検討を要するとする意見】

- 電子書籍市場に与える影響について、経済的、社会的検証を行うことが必要。

「出版物に係る権利侵害への対応」について

- 権利侵害に対して、出版者が主体的に対応措置を図ることの必要性については意見が一致。
- 具体的な対応方策としては、
 - ① 出版者への権利付与
 - ② 現行制度における対応(著作権の(一部)譲渡等)
 - ③ 現行法の「出版権」の改正による対応が考えられる。



○「出版者への権利付与」等について、出版者等が中心となり、その電子書籍市場に与える全般的な影響について検証が必要。また、法制面における課題の整理等については、文化庁において専門的な検討を実施。

○その上で、電子書籍市場の動向を注視しつつ、国民各層にわたる幅広い立場からの意見を踏まえ、制度的対応も含めて、早急な検討を行うことが適当。

文部科学省：電子書籍の流通と利用の円滑化に関する調査研究(案)

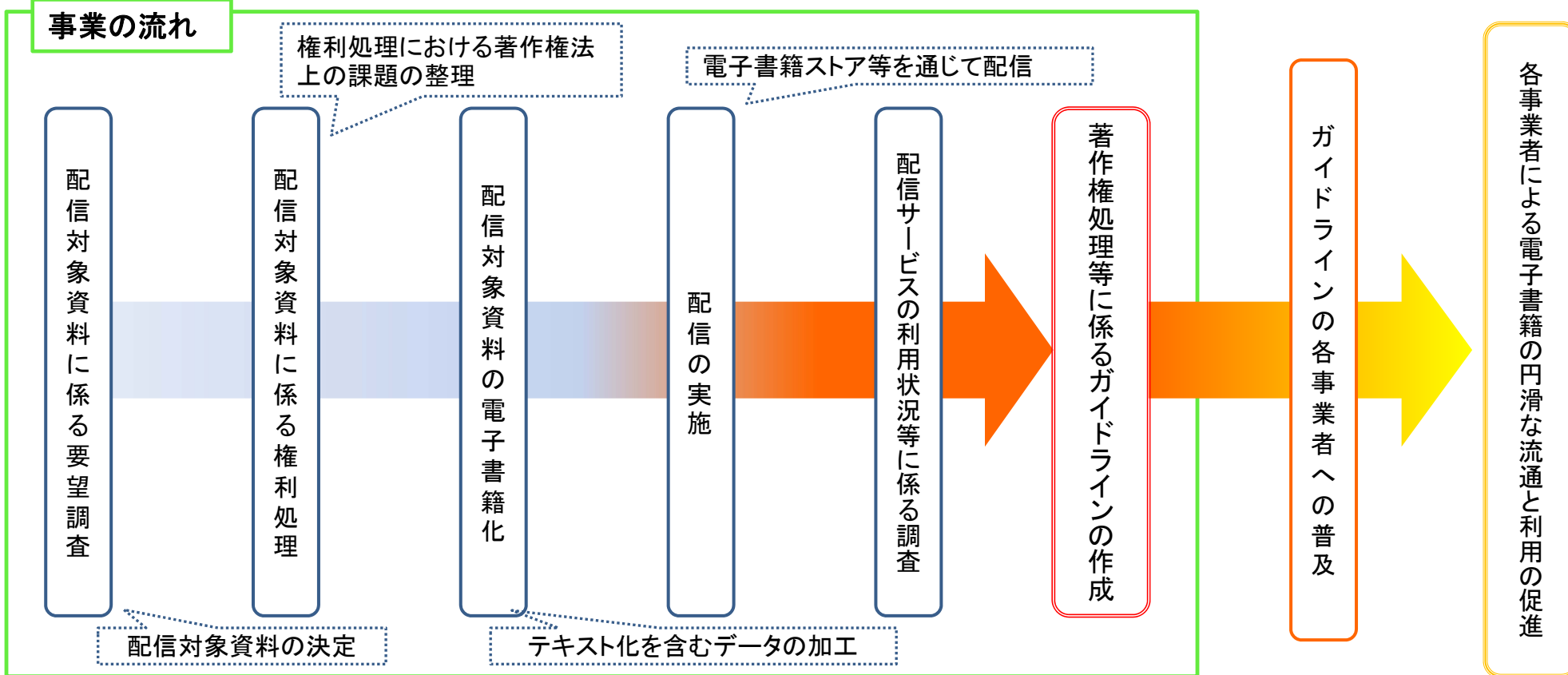
現状(課題)

- 昨今、電子書籍を巡る世界の情勢が著しく進展する中で、広く国民が出版物にアクセス(知のアクセス)できる環境を整備することが課題となっており、この点について国会図書館にあるデジタル・アーカイブ(デジタル化資料)の活用の在り方が重要。
- 我が国の電子書籍市場の十分な形成、発展のためには、中小出版者等を含む多くの事業者が電子書籍市場に参入することが必要。
- 上記のためには、円滑な著作権処理等の課題を解決することが必要。

対応策(事業目的)

中小出版者を含む各事業者による電子書籍の流通と利用の促進のため、国会図書館のデジタル化資料を活用した各家庭等へのモデル的な配信を通じて著作権処理等に係るガイドラインを作成。

事業の流れ



経済産業省の取組①

- デジタル・ネットワーク社会に対応した知の拡大再生産を実現し、我が国の豊かな出版物を次代へ着実に継承しつつ、広く国民が出版物にアクセス出来る環境を整備することが重要な課題となっている。
- このことから、昨年3月、総務省、文部科学省、経済産業省の副大臣・大臣政務官による「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」を開催。官民それぞれの役割を整理。当省としては、平成22年度当初予算及び補正予算にて事業を実施。※補正予算事業については繰越実施中。
- また、今年3月の震災の影響により被災地域で出版関連事業者の生産活動が大幅に減退しているとともに、被災地域の書店等が失われたことにより地域住民の知へのアクセスが困難になっていることを踏まえ、平成23年度3次補正予算事業として「コンテンツ緊急電子化事業」を公募中。

課題	当省の政策
出版物の作り手の意図を正確に表現できるようにする。	【外字・異体字利用環境整備調査事業】(平成22年度当初予算) 【外字・異体字利用環境整備実証事業】(平成22年度補正予算)
出版物の権利処理の円滑化により取引コストの低減及び関係者への適正利益還元を図る。	【電子出版物の契約円滑化に関する実証事業】(平成22年度当初予算) 【電子出版物の契約円滑化事業】(平成22年度補正予算)
電子出版を様々なプラットフォーム、様々な端末で利用できるようにする。	【電子書籍交換フォーマットの共通化に向けた普及促進事業】 (平成22年度補正予算)
出版物の売り手の経済的な利益を守る。	【電子出版と紙の出版物のシナジーによる書店活性化事業】 (平成22年度補正予算)
電子書籍コンテンツ数を増加させ、読者が好きな書籍を選択し、購入することができる環境を整備する。	【コンテンツ緊急電子化事業(平成23年度補正予算)】

経済産業省の取組②

契約を円滑化する取組みの構築

【電子出版物の契約円滑化に関する実証事業】 (平成22年12月～平成23年3月)

出版物の権利者・コンテンツホルダーと利用者間の権利処理の際に、権利者側が利用条件を設定することが可能な「権利処理システム」の設計及び実証を実施。



【電子出版物の契約円滑化事業】(平成23年3月～)

海外向け配信ビジネスで必要となる様々な要素の検証と課題の抽出を行うため、実験プラットフォームを構築し、実証実験等を実施中。

外字・異体字が容易に利用できる環境整備

【デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用推進のための外字・異体字利用環境整備調査】 (平成23年2月～平成23年3月)

外字・異体字の利用環境整備に関する専門家委員会を設置し、論点整理及び課題解決に向けた方策を検討。



【デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用推進のための外字・異体字利用環境整備事業】 (平成23年3月～)

外字の収集方法、整理方法、文字図形共有基盤の運営方法、利用端末での外字の実装方法など、外字・異体字の円滑な利用のための環境整備に関する実証実験等を実施中。

電子書籍交換ファイルフォーマットの普及促進

【電子書籍交換フォーマットの共通化に向けた普及促進事業】(平成23年3月～)

「電子書籍交換ファイルフォーマット」の国内関係者(中小出版社・印刷会社)への普及促進のため、運用ガイドライン案の策定及び検証等を実施中。

書店を通じた紙と電子出版物のシナジー効果の発揮

【電子出版と紙の出版物のシナジーによる書店活性化事業】(平成23年3月～)

ICT(情報通信技術)利活用ハイブリッド型書店、地域におけるコミュニケーションセンターとしての書店の役割の強化、ビジネスモデルの創出に向けた新業態について、検討及び実証実験を実施中。

経済産業省の取組③

コンテンツ緊急電子化事業

平成23年度三次補正予算額 10.0億円

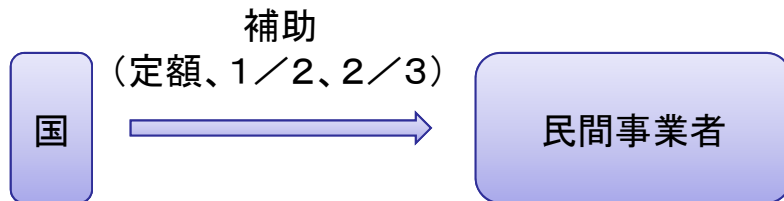
商務情報政策局 文化情報関連産業課

事業の内容

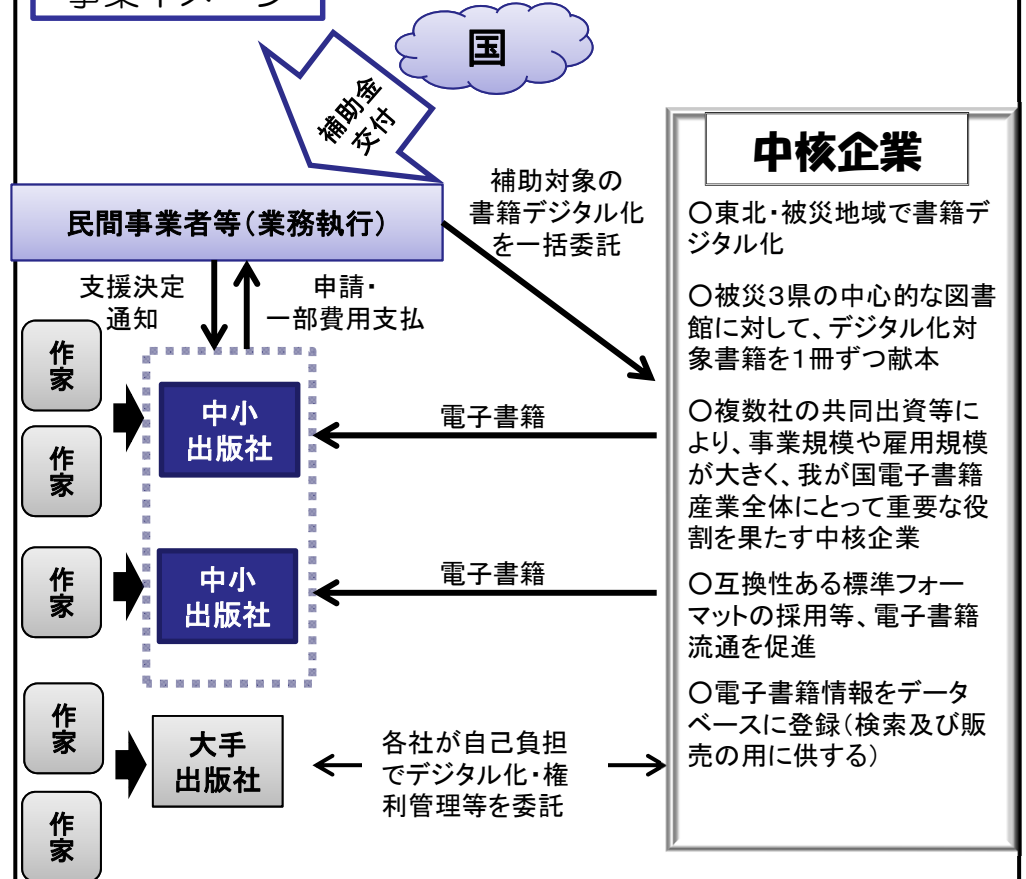
事業の概要・目的

- 震災の影響により福島県をはじめとする被災地域では、出版関連事業者の生産活動が大幅に減退しているとともに、被災地域の書店等が失われたことにより地域住民の知へのアクセスが困難になっています。
- そこで、被災地域において中小出版社の東北関連書籍をはじめとする書籍等のデジタル化費用を一部負担することで、黎明期にある電子書籍市場等を活性化するとともに、東北関連情報の発信、被災地域における知へのアクセスの向上、被災地における新規事業の創出を促進し、被災地域の持続的な復興・振興や我が国全体の経済回復を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

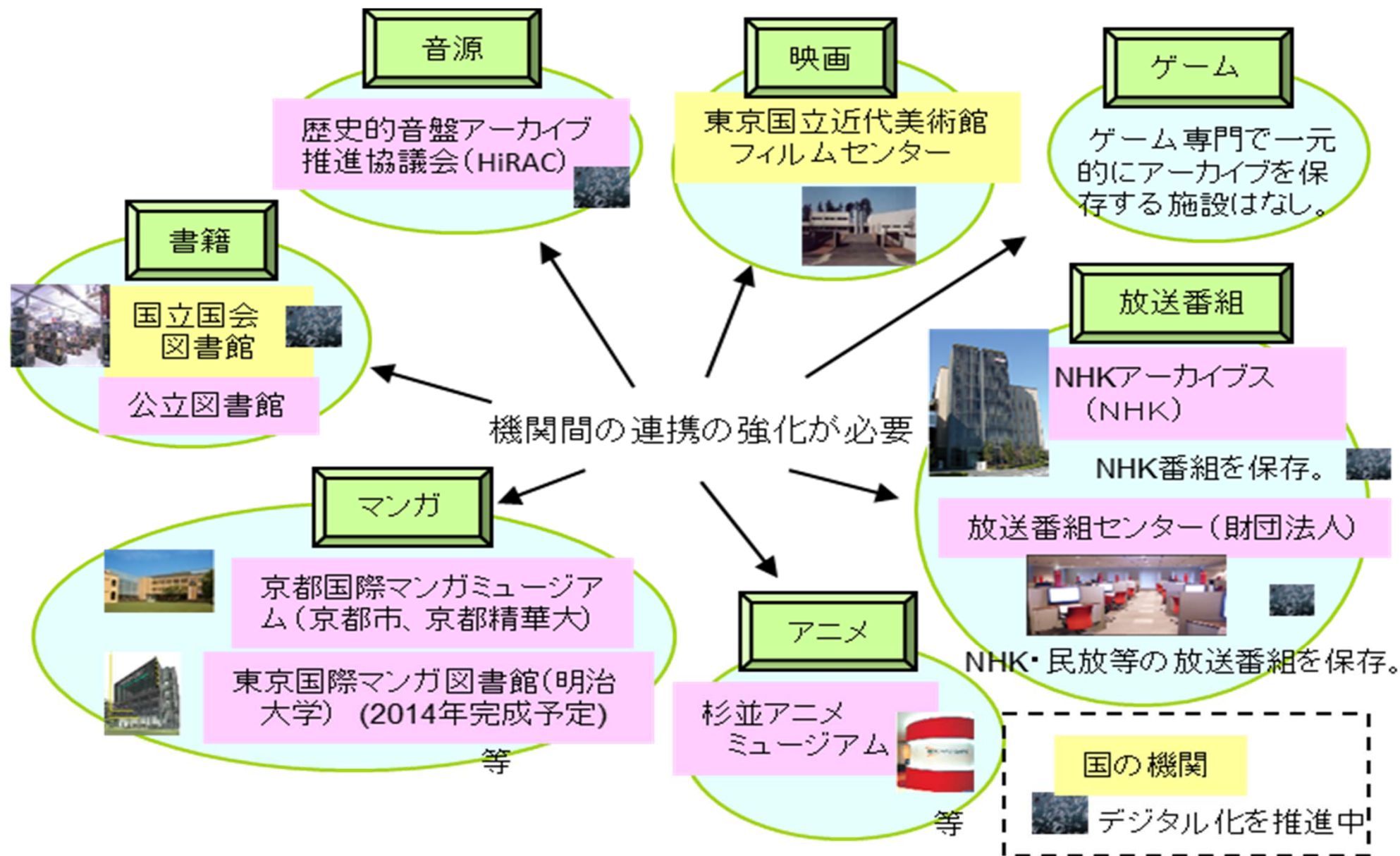


- 中小出版社の申請により東北・被災地域において、一定の要件を満たす中核企業を通して書籍のデジタル化を行う場合、その費用の1/2を国が補助。但し、東北・被災地域の出版社が保有する書籍や東北関連書籍については、費用の2/3を補助。

- また、当該中核企業は、被災3県の中心の図書館に対して、中核企業がデジタル化作業を行った書籍を1冊ずつ献本する。

知的資産のアーカイブ化とその活用促進①

我が国におけるアーカイブ化の状況



知的資産のアーカイブ化とその活用促進②

アーカイブ化に向けた各省の取組

(書籍)

- ・ 国立国会図書館において、1968年度までに発行された出版物約90万冊等がデジタル化。明治・大正・昭和戦前期の国内刊行図書24万冊をWeb公開。
- ・ 総務省「知のデジタルアーカイブに関する研究会」において、図書館、美術館・博物館、公文書館等のデジタルアーカイブ構築・連携に係るガイドラインを策定中。(総務省)
- ・ 平成23年度3次補正予算事業であるコンテンツ緊急電子化事業において商業出版物等のデジタル化費用を補助予定。(経済産業省)

(映画)

- ・ 独立行政法人国立美術館での取組:映画フィルムを長期にわたって安全に保全する東京国立近代美術館フィルムセンターにおける
 - ① 運用面での利便性を考慮するため、著作権等の処理が必要でない作品のみ、デジタルマスターを作成。
 - ② 劣化や損傷が見られる映画フィルムについてデジタル技術を活用した復元。(文部科学省)

(放送番組)

- ・ 映像アーカイブスの更なる有効な活用を検討。(総務省)

(メディア芸術(マンガ、アニメ、ゲーム等))

- ・ メディア芸術デジタルアーカイブ事業において、主要なマンガ所蔵機関が所蔵する単行本・雑誌の統合データベース及び劇場・TV・OVAアニメーションの作品情報・所在情報等のデータベース整備を推進。さらに、家庭用ゲームの基礎情報や、メディアアート作品の所在情報の調査を実施。(文部科学省)

総務省 知のデジタルアーカイブに関する研究会概要

趣旨

図書・出版物、公文書、美術品・博物品、歴史資料等公共的な知的資産の総デジタル化を進め、インターネット上で電子情報として共有・利用できる仕組み(デジタルアーカイブ)の構築による知の地域づくりに向けて、関係者が広く集まり、デジタル情報資源の流通促進に係る課題の整理を行い、デジタルアーカイブ間の相互連携の促進を図ることを目的とする。(平成23年2月2日より開催中)

検討事項

- ①知の地域づくりのためのデジタルアーカイブの在り方
- ②デジタルアーカイブの構築・連携に関する技術の標準化等

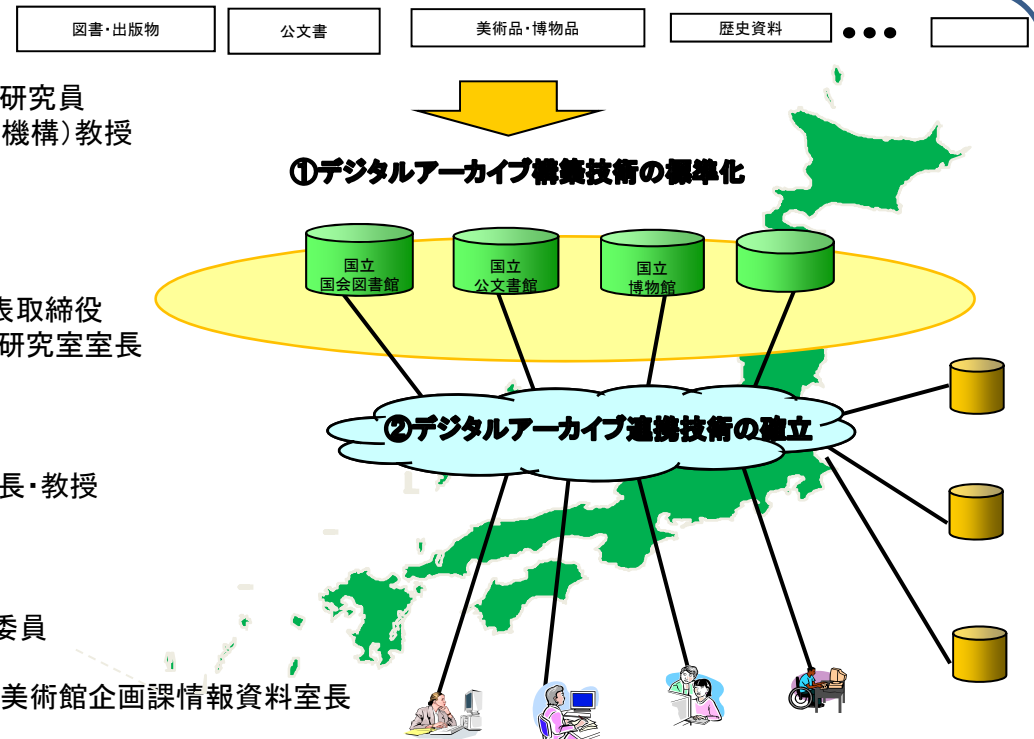
メンバー

【構成員】

- | | |
|---------|--|
| 新 麗 | 株式会社IJイノベーションインスティテュート技術研究所主幹研究員 |
| 安達 文夫 | 国立歴史民俗博物館(大学共同利用機関法人人間文化研究機構)教授 |
| 入江 伸 | 慶應義塾大学メディアセンター課長 |
| 植村 八潮 | 社団法人日本書籍出版協会理事 |
| 大内 英範 | 東京大学史料編纂所特任助教 |
| 大場 利康 | 国立国会図書館関西館電子図書館課長 |
| 岡本 明 | NPO法人知的資源イニシアティブ理事、株式会社寿限無代表取締役 |
| 小川 恵司 | 凸版印刷株式会社事業開発・研究本部総合研究所情報技術研究室室長 |
| 加茂 竜一 | 一般財団法人デジタル文化財創出機構 研究主幹 |
| 神門 典子 | 国立情報学研究所教授 |
| ○ 杉本 重雄 | 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科教授 |
| 武田 英明 | 国立情報学研究所学術コンテンツサービス研究開発センター長・教授 |
| 田中 久徳 | 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課長 |
| 田良島 哲 | 東京国立博物館学芸研究部調査研究課書跡・歴史室長 |
| 常世田 良 | 社団法人日本図書館協会理事・事務局次長 |
| 鳥越 直寿 | メタデータ情報基盤構築事業メタデータ情報基盤事業検討会委員 |
| 丸山 信人 | 社団法人日本雑誌協会デジタルコンテンツ推進委員会幹事 |
| 水谷 長志 | 独立行政法人国立美術館本部情報企画室長・東京国立近代美術館企画課情報資料室長 |
| 宮澤 彰 | 国立情報学研究所教授 |
| 盛田 宏久 | 大日本印刷株式会社教育・出版流通ソリューション本部デジタル推進部部长 |
| 山崎 博樹 | 秋田県立図書館主任図書専門員兼企画・広報班長 |
| 八日市谷 哲生 | 独立行政法人国立公文書館公文書専門官 |

【オブザーバー】 文部科学省生涯学習政策局社会教育課、文化庁文化財部伝統文化課、経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課

【事務局】 総務省情報流通行政局情報流通振興課



知デジ研究会のアウトプットイメージ

■ 研究会提言

■ デジタルアーカイブ構築・連携 のためのガイドライン

総務省 知のデジタルアーカイブに関する研究会

研究会提言イメージ(議論中)

■「知のデジタルアーカイブ」とは

人間あるいはそのコミュニティの知的活動を支えるためのデジタルアーカイブであり、ネットワーク情報化社会の知識インフラ。

■社会的な知識インフラであるために

- ・デジタルアーカイブへのネット上でのアクセス環境を整えなければならない。
- ・デジタルアーカイブのコンテンツを豊富に用意しなければならない。
- ・複数のデジタルアーカイブやその他のネット上のサービスを有機的につないで利用できるようにする必要がある。
- ・デジタルアーカイブは多様な利用者コミュニティに対してサービスしなければならない。そのためには、第三者の力を借りてサービスを行うことも視野に入れなければならない。

■デジタルアーカイブの構成フレームワーク

①管理運営 ②利用者サービス提供 ③リソース組織化 ④データ管理 ⑤システム基盤

○上の階層(①を上、⑤を下とする)に行くほどMLAの種別あるいは個別の館に依存する割合が高くなる。

○独自性は相互運用性とは相対する概念であるが、ネット上では独自性と相互運用性の両方を満足しなければならない。

○OM、L、Aそれぞれのデジタルアーカイブにおいて、管理運営ポリシーや検索閲覧サービスはそれぞれの組織によって異なる。その一方、所蔵資料の種類はオーバーラップしておりデジタル化とデータ蓄積のために使う技術は共通部分が多い。たとえば、地図や写真はMLAすべてで所蔵対象となりえる。組織毎に目録の作り方や管理方法は異なるが、その一方デジタル化の際には同じ技術を用いることができる。

■具体的施策のディスカッショングループ

「システム基盤」「人財育成」「災害」の3つの分野で政策提言を議論中

総務省 知のデジタルアーカイブに関する研究会

デジタルアーカイブ構築・連携のためのガイドラインのイメージ(検討中)

【対象】

主に、中小規模の図書館、博物館・美術館、公文書館(MLA)の関係者(管理職、リーダー、現場職員など)を対象とする。

【策定方針】

- デジタルアーカイブ構築事業の入門書として、国立国会図書館等の既存のガイドライン、調査研究報告書等を引用しながら簡潔な内容とする。
- 読者が実感をもって理解できるようにするため、理論と実例を併記。
- なぜデジタルアーカイブを構築・連携するのか? という疑問に答えることを狙いとして、デジタルアーカイブ構築・連携のメリットを、実例で示す。実例がない場合は、将来計画として実現したいことなどを、実際の現場の方から伺い、紹介する。
- 現実的にデジタルアーカイブ構築に取り組む手助けとするため、デジタルアーカイブを構築した際の事業計画、体制、予算などの実例を合わせて紹介する。
- デジタルアーカイブ構築の技術については、各館での検討に資するため、特定の方法の説明ではなく、幅のある事例を紹介する。

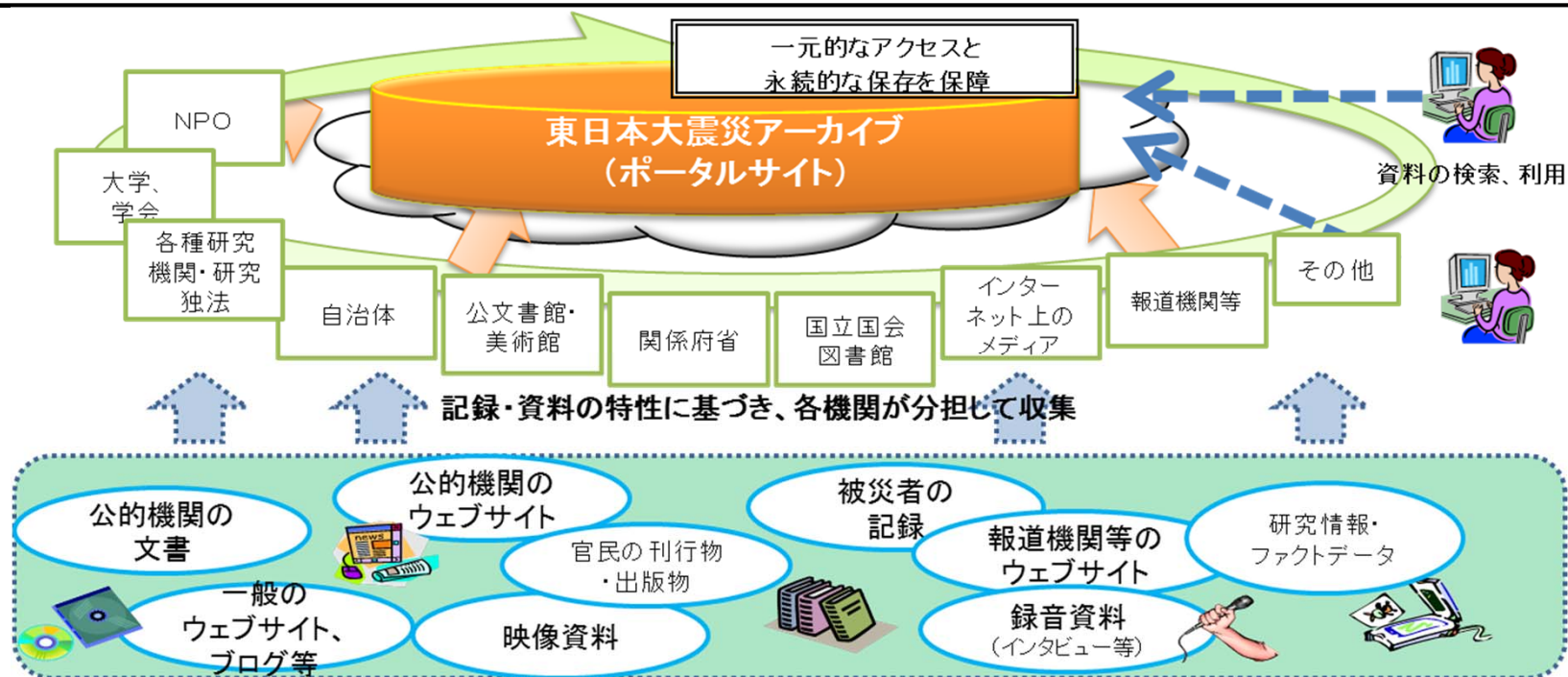
総務省「東日本大震災アーカイブ」基盤構築プロジェクト

東日本大震災からの復興の基本方針

5復興施策 (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり ⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承
 (ii)(略)地震・津波災害、原子力災害の記録・教訓の収集・保存・公開体制の整備を図る。(中略)こうした記録等について、国内外を問わず、誰もがアクセス可能な一元的に保存・活用できる仕組みを構築し、広く国内外に情報を発信する。(以下略)

実施内容

国立国会図書館等と連携し、東日本大震災に関する記録をデジタルデータにより収集・保存・公開するためのルール作りを行うとともに、ネット上に分散して存在する東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できるソフトウェアを開発。また、被災地において震災関連デジタルアーカイブを構築、運用モデル実証を実施。
 本事業の成果を国立国会図書館等による永続的な保存のためのポータルサイトへ反映・移転



所要経費

平成23年度第3次補正予算額 9.0億円

放送番組センターの概要と今後の課題

概要

放送法第167条の「放送番組センター」の指定を受け、放送番組と番組に関する情報を収集、保存、公開する事業を実施している。

所在地、施設

・横浜市中区日本大通11 横浜情報文化センター内（番組視聴ブース テレビ 60台(100席)など）

保存番組

- ・テレビ番組18,235本（うち13,764本を公開）
 - ・ラジオ番組3,788本（うち3,375本を公開）
 - ・CM(テレビ、ラジオ)7,419本（うち7,027本を公開）
- <平成23年11月末現在>

利用者数

- ・年間10万人（1日平均280人）
- ※平成22年度には96,564人（平成12年10月の開館からの累計105万5,901人）が利用

今後の取組

現在、「放送番組センター」の番組アーカイブスは、横浜市の施設内に限って視聴することができるが、今後、更なる番組アーカイブス資産の有効活用に向け、若手制作者の育成などに役立てることを目的としたIP伝送による各放送局内での番組視聴を試験運用しているところ。

今後、その評価を踏まえて、関係機関と運用方法を協議し、本格運用に移行する予定。

放送コンテンツの権利処理一元化の促進に向けた実証実験

施策の目的

インターネット上でのコンテンツの活用を図るため、権利処理窓口の一元化を推進することにより、権利処理業務に要する時間とコストを削減し、インターネット等による放送コンテンツの二次利用の促進を図る。

現状及び課題

地上テレビ番組は、二次利用に関する契約が定められていない場合が多く、その場合には、すべての権利者に改めて許諾を得る場合がある。しかしながら、すべての権利者からの許諾を得るには、膨大な時間とコストが必要。また、不明権利者の探索にも、多大な労力が必要

※ 地上テレビ番組の場合、多くの実演家ならびに、放送事業者、番組制作会社、原作者、脚本家等の多岐に亘る権利者の許諾が必要。

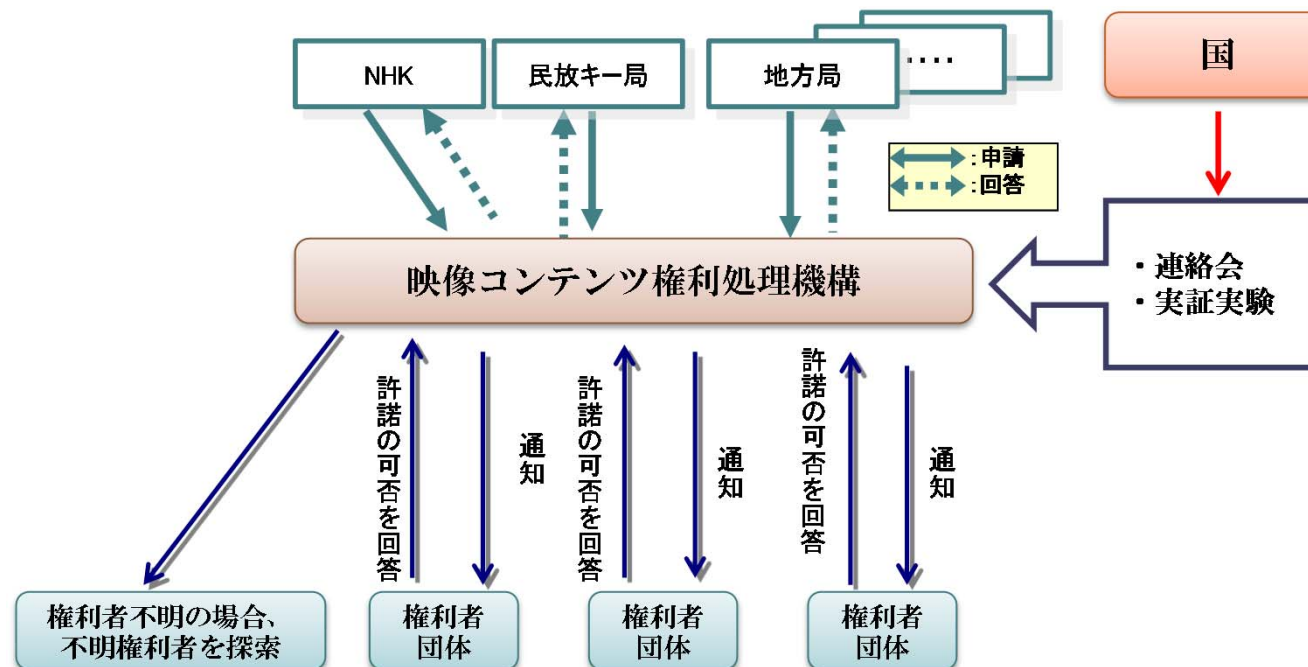
権利処理業務に要する時間とコストを大幅に削減し、放送番組の電子配信の推進が必要

施策の内容

平成22年度においては、許諾申請受付窓口及び不明権利者探索の一元化とシステム導入による権利処理円滑化の効果を検証した。

平成23年度においては、権利処理業務工程全体(利用許諾申請から使用料の支払いまで)の一元化による権利処理の円滑化を図るため、まずは支払い明細書受領窓口の一元化とICTの導入による権利処理円滑化の効果を検証する。

※上記施策の実施を通じて、権利者に関する情報(実演家名、所属団体、出演番組等)の蓄積・一元化が期待される。



NHKオンデマンドについて

1. これまでの経緯

- ・平成19年改正放送法において、NHKが番組アーカイブをインターネット等を通じて有料で提供することを可能とするため、NHKの業務に関する規定に新たな業務を追加（放送法第20条第2号第2項）。平成20年12月より、「NHKオンデマンドサービス」として番組アーカイブの有料提供を開始。
- ・NHKは、これらの業務の提供に当たり、業務の基準を定め、総務大臣の認可を受けることが必要。
- ・現行の業務の基準はNHKオンデマンドサービスの開始に当たって平成20年11月に認可。本基準は3年後を目途に見直しを行うこととしており、平成23年10月、NHKが変更の認可申請。パブリックコメント終了後、提出された意見の内容を整理し、電波監理審議会に諮問予定(来年1月)。
- ・NHKは、「平成24～26年度 NHK経営計画」において、「有料動画サービス『NHKオンデマンド』の魅力を高めて利用者を拡大し、平成25年度に単年度黒字化をめざす」こととしている。

(参考) NHKオンデマンドの料金の推移

- ・平成20年12月 見逃し見放題パック：1470円/月、単品：105～315円に料金設定
- ・平成22年2月 見逃し見放題パック：945円/月に値下げ
- ・平成22年12月 特選見放題パックを新設、945円/月で提供、単品：105～210円に値下げ

2. 配信本数の推移

	H20年度(※)	H21年度	H22年度
見逃し番組	1,705	7,233	7,826
ニュース番組	522	1,552	1,528
特選ライブラリー	1,740	2,752	4,084
総計	3,967	11,537	13,438

3. 収支の推移

(単位:億円)

	H20年度(※)	H21年度	H22年度	H23年度(予)
事業収入	1.0	3.9	6.3	12.6
事業費用	14.1	25.8	24.9	27.1
事業収支	△13.0	△21.9	△18.6	△14.4

(※) H20年度はH20年12月～H21年3月末までの実績

変更申請の概要

1. 提供期間に係る一部変更

- 無料提供の提供期間（放送終了後1ヶ月程度）の例外として、過去の優れた文化の保存や歴史上特に重要な事実を記録したものが規定されているところ、「防災に役立つもの」を追加。
- 有料で提供する「見逃し番組サービス」の提供期間を、「放送終了後1週間程度」から「放送終了後1～3週間程度」に延長。

2. 提供端末

- 「PC、テレビ、セットトップボックス」と限定列挙されていたところ、スマートフォン等での利用を想定して「必要なソフトウェア・機能を備えた電子機器」と一般化。

3. 提供態様

- NHKのホームページからの直接提供に加え、CATV等からのNHKオンデマンドの利用を促進するため、新たにMSO等とも円滑に契約等の対応を行う旨規定。

4. 利用料金

- パック割引率の上限値の設定方法を変更。
- キャンペーン等、利用促進目的の料金の特例の新設。

5. 事業計画の策定

- 収支相償するよう事業計画を策定することを明確化。

「メディア芸術デジタルアーカイブ」について

平成24年度要求額 228百万円(前年度予算額228百万円)

事業の概要

- 目的 メディア芸術作品を広く活用する機会の提供により、我が国メディア芸術の振興を図る。
- 概要 我が国の優れたメディア芸術作品を保存する対策のひとつとして、作品の所在情報等に係るデータベースを整備するとともに、文化庁メディア芸術祭受賞作品等の優れた作品や、散逸・劣化の危険性が高いなど、特にデジタル化が必要な作品等のデジタルアーカイブ化を実施する。

平成22年度実績

- ①作品の基礎データ(作品情報、所在情報、書誌情報等)を調査・収集〔全分野〕
- ②マンガ分野で先行的に既存の所蔵機関と連携しデータを収集、さらにアニメーション分野データベースとのデータ統合を検証〔マンガ・アニメーション分野〕
- ③横断的かつ統合的に検索できるデータベースのプロトタイプの開発・評価〔共通〕
- ④散逸・劣化の危険性が高い貴重な作品等のモデルアーカイブの検討
〔マンガ・アニメーション分野〕